

建設業以外の新分野へ進出する 中小建設事業主の方への助成金

34 建設業新分野教育訓練助成金

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。建設業新分野教育訓練助成金は、建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した中小建設事業主に対し支援を行う制度です。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次のすべてに該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること。
- 2 建設事業を営んでおり、資本の額もしくは出資の総額が3億円未満、又は常時雇用する労働者が300人未満であること。
- 3 建設事業以外の事業で、事業主が現に営んでいない事業（以下「新分野事業」という。）を平成22年2月8日以降に新たに開始すること。
- 4 雇用する建設労働者（教育訓練を開始する日の前日から起算して1年以上継続して雇用されている一般被保険者に限る。以下「対象労働者」という。）を新分野事業に従事させるための教育訓練（以下「対象訓練」という。）の実施に係る計画を作成し、当該計画に基づき平成22年2月8日から平成24年3月31日までに対象訓練を行い、終了するとともに、訓練終了後、対象労働者を新分野事業に従事させ、対象訓練を終了した翌日から起算して1年以上継続して雇用することが確実であること。
- 5 以下の書類を整備、保管している事業主であること。
 - ・対象労働者の出勤状況、賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）
 - ・訓練の実施内容、適切な指導員等により訓練が実施されたことを示す書類に合わせて事業所訓練の場合－通常の生産活動を区分して行われたことを示す書類
事業所外訓練の場合－対象者の受講及び受講料の支払いを証明する書類又は委託する場合の委託契約書

支給の対象となる教育訓練の要件

次のいずれにも該当する教育訓練が支給の対象となります。

- 1 教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要なものであること。
- 2 教育訓練の時間が、合計10時間以上であること。
- 3 所定労働日の所定労働時間内に行われることが望ましいこと。
- 4 教育訓練の指導員又は講師が、教育訓練の内容に関連する職種について次のいずれかに該当すること。
 - (1) 職業訓練指導員免許を有する者
 - (2) 1級の技能検定に合格した者
 - (3) これらの者と同等以上の能力を有する者
- 5 教育訓練の実施形態が、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 事業所内訓練は、対象労働者を通常の職場の業務に就かせたままの状態で行うものではないこと。
 - (2) 事業主が以下の事業所外の教育訓練施設等において行うものであること。

- ① 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、職業訓練を行う施設、認定職業訓練を行う施設、指定試験機関
 - ② 大学、専修学校、各種学校
 - ③ 他の事業主又は事業主団体
 - ④ その他職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を実施する団体
- 6 教育訓練を受講させる対象労働者から受講料を徴収しないこと。
- 7 教育訓練を受けさせる期間は、対象労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額（※1）以上の額の賃金を支払うものであること。

※1 通常の賃金の額

対象労働者の対象訓練を開始する日の前日における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に、当該対象労働者の1日平均所定労働時間を乗じて得た額。

注意

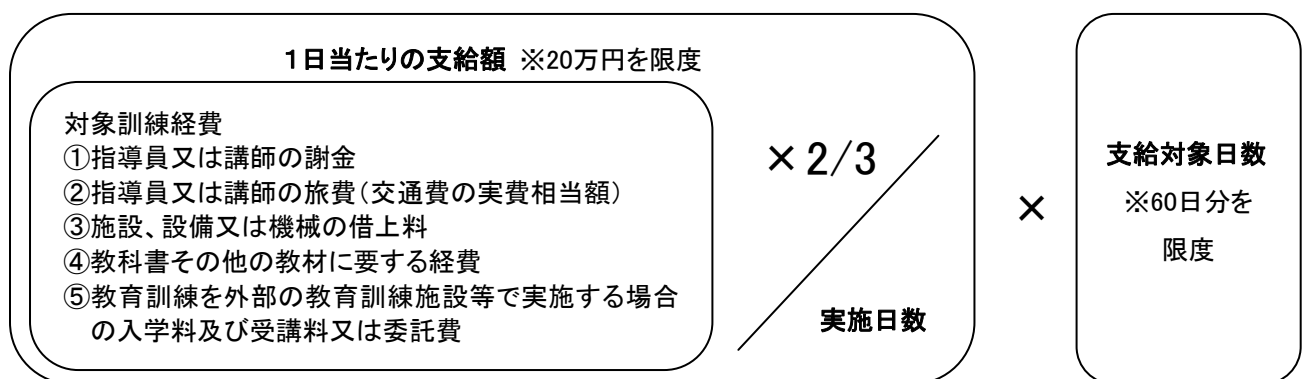
次のすべてに該当することが受給の要件となります。

- 1 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれの保険年度にも、訓練の実施に係る事業所において労働保険料を納入していること。
- 2 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと。
- 3 労働関係法令の違反を行っていないこと。

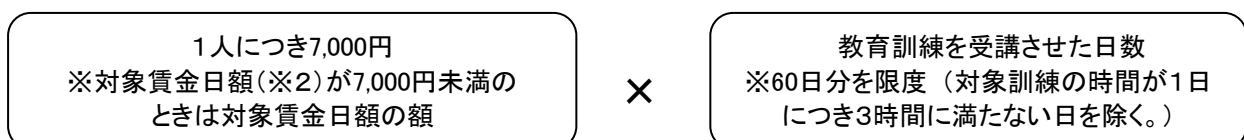
受給できる額

支給額は「1 教育訓練に要した経費に対する支給額」と「2 対象労働者に支払った賃金に対する支給額」の合計額です。

1 教育訓練に要した経費に対する支給額



2 教育訓練の対象労働者に支払った賃金に対する支給額



※2 対象賃金日額の算定式

$$\frac{(\text{前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額})}{(\text{前年度1年間の1か月平均雇用保険被保険者数}) \times (\text{年間所定労働日数})} \times 0.8$$

受給のための手続き

本助成金の支給を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

- 1 教育訓練助成金の支給を希望する事業主は対象訓練を開始する日の2週間前までに「(1) 訓練計画等必要書類(※3)」を事業所の所在地を管轄する労働局に届け出てください。
- 2 労働局は提出された訓練計画の内容や添付書類について確認します。
- 3 事業主は教育訓練が終了した日の翌日(※4)から、原則として1か月以内に労働局に「(2) 支給申請書等必要書類(※5)」を提出してください。
- 4 労働局は申請内容を確認し、内容が適正であると認められる時は、助成金の支給を決定し、助成金を支給します。

※3 訓練計画等必要書類

- (1) 建設業新分野教育訓練助成金訓練計画届
- (2) 建設業許可番号が記載された書類
- (3) 建設事業を行っている事業主であることがわかる書類 (登記事項証明書、定款、決算書、会社案内等)

※4 賃金締切日が定められている場合は、対象訓練が終了した日の直後の賃金締切日の翌日から1か月以内となります。

※5 支給申請書等必要書類

- (1) 建設業新分野教育訓練助成金支給申請書
- (2) 建設業新分野教育訓練助成金支給申請額内訳書
- (3) (事業所内訓練の場合) 教育訓練の実施内容(訓練の科目、内容、訓練期間、訓練対象者氏名、使用する施設・教材等)を示す書類及び通常の生産活動と区分して行われたことを示す書類並びに指導員又は講師の職業訓練指導員免許証等
- (4) (事業所外訓練の場合) 教育訓練の実施内容(対象者のレベル、科目、カリキュラム及び期間等)のわかる書類及び修了証書
- (5) (事業所外訓練を委託した場合) 委託契約書(訓練の科目、内容、訓練期間、訓練対象者の氏名のわかるもの)及び指導員又は講師の職業訓練指導員免許証等
- (6) 平均賃金日額等算定書
- (7) 建設業新分野教育訓練助成金対象労働者雇用状況等申立書
- (8) 所要経費の領収書及び請求書
 - ・指導員、講師謝金
 - ・指導員、講師旅費
 - ・施設、設備又は機械の借上料
 - ・教材費、消耗品代等
 - ・教育訓練施設等の教育訓練を受講した場合の入学料・受講料
 - ・教育訓練施設等へ委託した場合の委託費
- (9) 所要経費の支払いが確認できる書類(振込依頼書、支払元帳等)
- (10) 受講者の出勤簿及び賃金台帳
- (11) 就業規則、賃金規定等(必要と認める場合)